

令和7年度

「道の駅」ウトナイ湖  
事業継続計画（BCP）



令和8年2月

苫小牧市

## 目 次

<b>1章</b>	<b>道の駅BCP策定の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
1.	道の駅BCP策定の背景	1
2.	道の駅BCP策定の必要性	1
3.	その他計画との関係	2
<b>2章</b>	<b>基本方針の設定</b>	<b>4</b>
1.	目的・趣旨	4
2.	上位計画との関連	4
3.	道の駅BCPにおける基本方針（重視すべき視点）	5
4.	対象とする組織	5
<b>3章</b>	<b>運用体制の検討</b>	<b>6</b>
1.	道の駅の防災上の位置付け	6
2.	道の駅ウトナイ湖の位置付け	6
3.	道の駅における運用体制	7
4.	防災関係機関と連絡先	9
5.	各種協定の締結状況	11
<b>4章</b>	<b>危険事象・被害想定</b>	<b>14</b>
1.	想定される危険事象	14
2.	危険事象における被害想定	14
3.	ライフライン、インフラ等の被害想定	19
<b>5章</b>	<b>重要業務の抽出</b>	<b>20</b>
1.	事業継続計画に係る発動と解除	20
2.	応急対策活動業務	21
3.	重要業務と内容一覧	22
<b>6章</b>	<b>必要資源の現状把握</b>	<b>23</b>
1.	人的資源	23
2.	物的資源	23
3.	ライフライン等に係る資源一覧	25
<b>7章</b>	<b>重要業務の開始目標時間</b>	<b>26</b>
1.	重要業務の開始目標時間の設定	26
<b>8章</b>	<b>重要業務の行動計画</b>	<b>28</b>
1.	実施体制（案）	28
2.	災害時における優先業務と通常時における優先業務の取り組むべき内容等	29
<b>9章</b>	<b>継続的な改善に向けた取組</b>	<b>31</b>
1.	道の駅BCPの定期的な見直し	31
2.	定期訓練	31

3.	防災訓練	32
10章	巻末資料	34

# 1章 道の駅BCP策定の基本的な考え方

## 1. 道の駅BCP策定の背景

- ① 発災時「道の駅」が有する防災拠点機能を、適切に発揮させるための計画であり、
- ② 発災後「道の駅」が有する生活拠点機能を、早期に再開させるための計画とする。

地域防災計画に位置付けられた（災害対策基本法第42条の規定に基づく）「道の駅」は、災害発生時に自治体の防災拠点として機能（一時避難場所や輸送拠点等）を発揮することが求められる。

また、食料品や生活必需品のほか、地域物産等の販売を通じて、地域経済や雇用維持に貢献できる「道の駅」は、地域社会の生活拠点機能を担っているため、災害の発生によって事業継続に支障が生じた場合でも、早期に事業を再開することが求められている。

災害が起きた際、「道の駅」が①防災拠点機能を適切に発揮しつつ、②生活拠点機能の早期再開を目指すためには、発災時に「道の駅」が優先して実施すべき業務（以下「重要業務」とする）を明確にし、その業務を確実に実施できるよう、あらかじめ準備を整えておくことが重要である。その準備として、道の駅のBCP（事業継続計画）がある。

## 2. 道の駅BCP策定の必要性

道の駅BCPを作成することで、災害時に優先すべき業務を実施するにあたって必要な事前準備や体制等を、より具体的に確認することができる。

「道の駅」が防災拠点として位置付けられた場合であっても、実際の災害時には以下のような事例も発生しており、施設の整備等がなされても防災機能を十分に発揮されないこともある。

例) 防災機能が十分に発揮されなかった事例

- 地域防災計画に「避難所」として指定されているにもかかわらず、「非常電源、水、情報提供装置、防災トイレ」が整備されていない（防災上の位置づけと、防災に関する資源とのギャップ）
- 道路管理者が設置していた防災倉庫内の備品を使用したかったが、（管理者が異なるため）駅長判断では利用ができなかった（防災に関する運用体制の不備）
- 災害用自動販売機を設置していたにもかかわらず、「緊急用のカギ」を（管理運営者ではなく）設置者が保管しており、緊急時に使えなかった（運用体制の不備による業務の不履行）
- 各「道の駅」の施設管理者や駅長の緊急連絡先が共有されていなかった（災害時に必要となる連絡体制の不備）

そのため、道の駅BCPを作成することにより、災害時に優先して実施すべき業務に関連して、必要な事前準備（運用体制の検討、防災施設・備蓄の現状把握等）や体制（重要業務の行動計画）等を確認することが重要である。

そのことにより、災害時に「道の駅」が求められている役割・機能を十分に果たすために、具体的に準備すべきことや調整すべきことなどを明確にする。

### 3. その他計画との関係

#### (1) 地域防災計画との関係

道の駅BCPは、大規模災害の発生により、職員や設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

地域防災計画に位置付けられた「道の駅」では、災害発生時に自治体の防災拠点としての機能発揮が求められる。

そのため道の駅BCPは、地域防災計画の中で「道の駅」に求められる防災機能（一時避難所や輸送拠点等）を適切に発揮させるための災害対応に関する基本計画と位置付けられる。

なお、管理運営者において、「道の駅」緊急連絡先リストや防災設備等の設置手順書など、災害発生時の活動に関する具体的な行動計画が明記されたマニュアル等があらかじめ整理できていれば、道の駅BCPの重要業務を実行するための資源として、有効活用することができる。

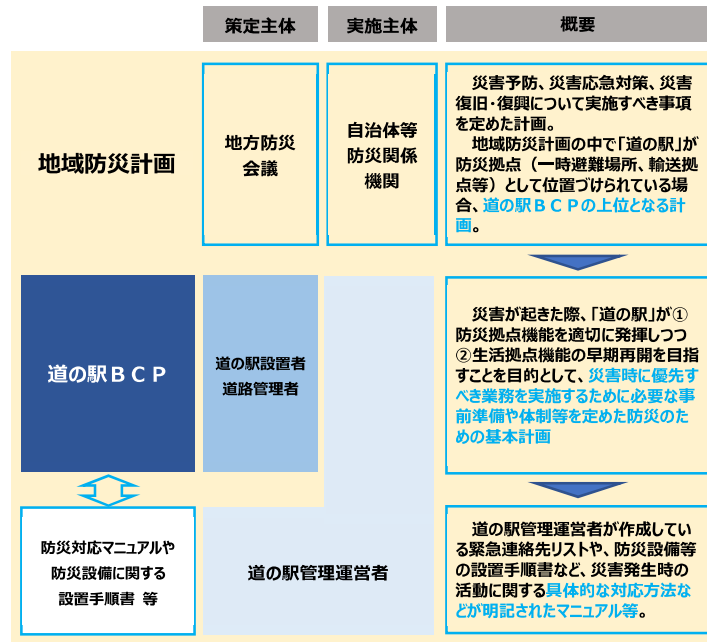


図 1-1 道の駅BCPに係る地域防災計画やその他マニュアルとの関係

(2) 本計画の位置付け

地域防災計画は、自然災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、市、関係機関、地域、市民等が有効に機能を発揮し、協力・連携して防災に万全を期するため、必要な災害予防対策・災害応急対策及び復旧・復興対策に関する事項が定められている。

一方、道の駅BCPは、大規模災害の発生により、役所庁舎、職員、設備等が被災することを前提としており、利用できる資源に制約がある状況下であっても、災害対応業務とともに、通常時の業務のうち、特に優先的に継続しなければならない業務を実施するために、その方法や職員体制等をあらかじめ検討しておくものである。

また、道の駅BCPでは、特に大規模地震を想定し策定するが、風水害やその他の危機事象に対する業務継続の考え方にも適用できる部分もあることから、他の危機事象に対しても可能な範囲で適用する。

表 1-1 地域防災計画と道の駅BCPの関係

項目	地域防災計画	道の駅BCP
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実効性の確保）
実施主体	市、北海道、公共機関、市民等	道の駅管理者
施設の被災	想定しない	職員、施設、設備等の資源の被災状況を想定し、利用可能な資源を前提とし計画を策定
対象業務	災害予防	対象としない
	災害応急対策	対象とする
	復旧復興	対象としない
	優先度の高い通常業務	対象とする
各業務の優先度	想定しない	非常時に行わなければならない業務ごとの優先順位を定める

## 2章 基本方針の設定

### 1. 目的・趣旨

道の駅BCPは、大規模災害が発生した場合において、災害対策の拠点となる道の駅の機能低下を最小限にとどめながら、住民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持することを目的とする。

また、住民の生命や生活を守るために災害応急対策業務にあたらなければならない職員の防災意識の向上だけでなく、本計画に基づく防災対策を実行することによって業務執行体制を確保することを目的とする。

### 2. 上位計画との関連

#### (1) 計画の基本方針

防災に関しては、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、国、地方公共団体、公共機関、住民が一体となり最善の対策をとる必要がある。特に、本計画は災害応急対策に占める割合が高い内容であるが、計画策定を行う位置付けから、災害予防としての機能強化を図るものである。

災害予防としては、防災事業の推進や住民各自の防災対策により、地震、風水害、火山噴火災害、地すべり・山崩れ・雪崩などあらゆる災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小にとどめるとともに、主要交通・通信機能の強化、防災施設・設備・物資の整備、防災訓練の実施、自主防災組織の育成・確立などを進め、周到かつ十分な災害予防を行う。

また、災害が発生した場合、迅速な情報伝達や救助・救急活動、避難、災害拡大防止活動などが的確に円滑に進められるよう、災害応急対策の充実を図るとともに、災害からの速やかな復旧・復興を図る。

#### (2) 他の法令に基づく計画との関係

##### 1) 国、道の計画との関係

この計画は、国の防災基本計画、道の地域防災計画等、他の防災関連計画との関連、整合に配慮したものである。

##### 2) 市の総合計画との関係

この計画は、「第7次基本計画」との関連・整合に配慮したものである。

##### 3) 市の各部局及び防災関係機関の定める計画等との関係

この計画に基づく防災活動にあたって、必要な事項については、各防災関係機関との協議・調整に応じて定める。

#### (3) 計画の周知徹底

本計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、関係職員、関係行政機関、公共機関、その他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底する。

また、計画の内容に関しては必要に応じて苫小牧市民にも広く周知を図る。

### 3. 道の駅BCPにおける基本方針（重視すべき視点）

計画における基本方針として、特に重視すべき事項として、以下の点を基本方針として定めることとする。

○ 基本方針 1

業務が中断することによる、市民生活や経済活動等への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

○ 基本方針 2

非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び電力・通信等の業務執行環境の確保に努める。

○ 基本方針 3

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止・縮小する。

○ 基本方針 4

想定される大規模災害の発生に備え、通常時から業務継続力の向上に努める。

### 4. 対象とする組織

大規模な災害が発生した場合の本計画における対象組織は、道の駅管理者である(株)植苗・美沢プロジェクトとする。

また、当道の駅は地域防災計画における物資輸送の中継地点としても位置付けられていることから、苫小牧市役所をはじめ各防災関係機関との関連性に留意した性格を持った内容として計画を策定する。

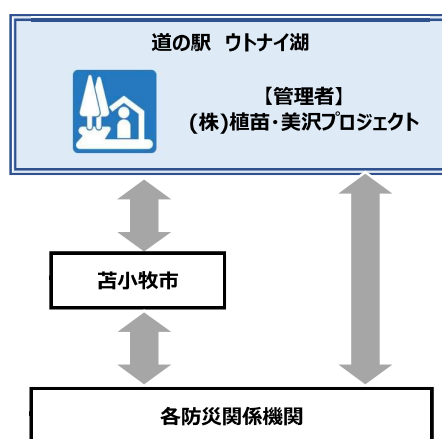


図 2-1 計画における対象となる組織

# 3章 運用体制の検討

## 1. 道の駅の防災上の位置付け

道の駅ウトナイ湖は、苫小牧市における「物資輸送の中継地点」としての役割を踏まえた運用を行う。

道の駅ウトナイ湖は、苫小牧市地域防災計画における「物資輸送の中継地点」として位置付けられている。災害時、物資食料対策部各班、産業輸送対策部輸送班は、調達した物資や他都道府県市町村等からの救物資を受け入れ、保管し、配布するため集積場所、輸送拠点として避難所、交通及び連絡に便利な総合体育館をあてる。日吉体育館、川沿公園体育館、市民会館、豊川コミュニティセンター等の補完施設として、道の駅「ウトナイ湖」を物資輸送に係る中継地点として活用する。

## 2. 道の駅ウトナイ湖の位置付け

防災関連情報（重ねるハザードマップ：国土交通省）に基づき、苫小牧市内における想定災害分布を下図に整理している。



図 3-1 市内における想定災害分布（資料：重ねるハザードマップ（国土交通省））

### 3. 道の駅における運用体制

#### (1) 通常時の運営管理

道の駅の指示命令系統に関しては以下とする。通常業務における運営管理においては、駅長を代表とする各担当との連携により業務を行うが、災害発生時には後述の通り施設責任者を代表者として、災害対策運営に係る活動を行う。

表 3-1 施設管理・運営体制（通常時）

担 当	主な業務
施設責任者	施設全般の維持・管理に係る担当
事務担当	道の駅の各業務全般への対応、観光案内担当
物販担当	農産物、特産品販売等に関する担当
観光案内担当	観光案内・情報提供に関する担当

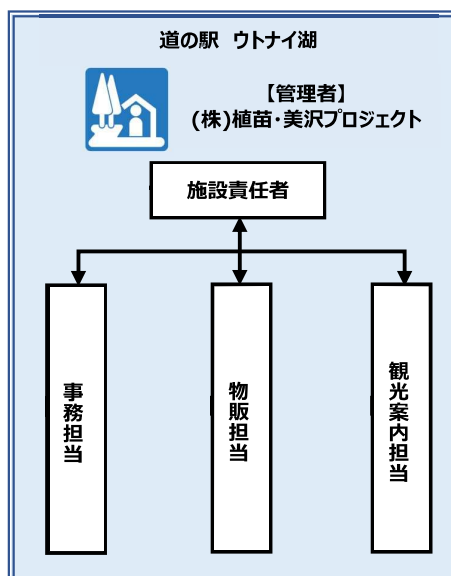


図 3-2 施設管理・運営体制（通常時）

(2) 災害時の運営管理

災害時には、災害対策本部として設営される苫小牧市との連携を図りつつ、道の駅は物資輸送の中継地点としての役割を担う。

また、災害時には支援を行う職員数が不足することから、災害対策本部である苫小牧市や防災関係機関からの支援などを受けて対応を行う。

表 3-2 施設管理・運営体制（災害時）

担当	主な業務
施設管理責任者	災害対策本部と協議、各担当の調整・指示
総務班	災害時の道の駅の各業務全般への対応
施設管理班	施設点検、防犯体制、トイレの水運搬・清掃、ゴミ掃除

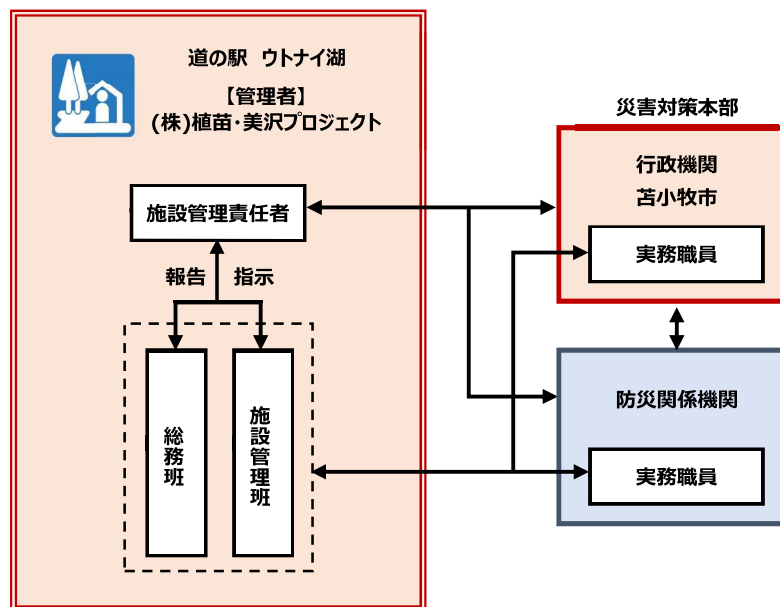


図 3-3 施設管理・運営体制（災害時）

#### 4. 防災関係機関と連絡先

本道の駅 BCP における防災関係機関については、苫小牧市をはじめ、北海道や指定地方行政機関等の以下の機関となっている。

##### (1) 施設管理者

表 3-3 道の駅管理者

施設管理者	機関名称	連絡先
施設管理者	(株)植苗・美沢プロジェクト	0144-58-4137

##### (2) 防災関係機関 (案)

表 3-4 防災関係機関 (案) 1/2

機関名	電話番号
苫小牧市役所	(代)32-6111
苫小牧市消防本部 (署・団)	(代)84-5014
苫小牧港管理組合	(代)34-5551
室蘭開発建設部苫小牧河川事務所	57-9800
室蘭開発建設部苫小牧道路事務所	72-5165
室蘭開発建設部苫小牧港湾事務所	33-9111
北海道農政事務所	011-330-8801
胆振東部森林管理署	82-2161
北海道運輸局室蘭運輸支局	0143-44-3011
北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧事務所	32-5901
北海道産業保安監督部	011-709-2311
東京航空局新千歳空港事務所	0123-23-4101
苫小牧海上保安署	33-0118
室蘭地方气象台	0143-22-4249
苫小牧労働基準監督署	33-7396
胆振総合振興局地域創生部	0143-24-9570
胆振総合振興局保険環境部苫小牧地域保健室	34-4168
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所	32-3171
苫小牧警察署	35-0110
陸上自衛隊第7師団第73戦車連隊	0123-32-3101
JR 北海道(株)苫小牧ブロック管理	32-0988
JR 貨物(株)苫小牧駅	34-7685
JR 北海道(株)日高線運輸営業所	32-0988
日本郵便(株)苫小牧郵便局	32-3523
東日本高速道路(株)北海道支社苫小牧管理事務所	67-1070
NTT 東日本(株)北海道支店	35-4330

機関名	電話番号
(株)NTT ドコモ北海道支社苫小牧ちとせ支店	32-8410
北海道電力(株)苫小牧支店	32-8151
日本通運(株)苫小牧支店	57-2201
日本放送協会札幌放送局	(代)011-232-4001
苫小牧市医師会	33-4720
苫小牧薬剤師会	75-7575
苫小牧獣医師会	74-4338
苫小牧ガス(株)	32-5381
室蘭地区トラック協会	55-3022
室蘭地区バス協会	0143-45-2131

表 3-5 防災関係機関（案） 2/2

機関名	電話番号
日本放送協会札幌放送局	(代)011-232-4001
苫小牧市医師会	33-4720
苫小牧薬剤師会	75-7575
苫小牧獣医師会	74-4338
苫小牧ガス(株)	32-5381
室蘭地区トラック協会	55-3022
室蘭地区バス協会	0143-45-2131

資料：苫小牧市地域防災計画

## 5. 各種協定の締結状況

苫小牧市が各種関係機関と協定を締結している状況については、以下の通りとなっている。「道の駅」ウトナイ湖における防災拠点に関する協定は、道の駅に関連する協定・内容等となっている。

表 3-6 各種協定における締結状況 1/3

苫小牧市災害時応援協定一覧表（令和7年4月1日現在）

### 1 行政機関等の協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時広域相互応援に関する協定	東胆振4町 (白老町・むかわ町・安平町・厚真町)	平成8年4月1日 平成27年3月2日改定	救助・復旧の相互協力 (役務・物資の提供等)
姉妹都市災害時相互応援に関する協定	東京都八王子市、栃木県日光市	平成8年4月16日 平成18年10月1日改定	
災害時相互応援に関する協定	千歳市、恵庭市	平成8年5月29日	
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	平成20年6月10日	
苫小牧市・田原市災害時相互応援協定	愛知県田原市	平成26年1月15日	
苫小牧市と宮古市との災害時における相互援助に関する協定	岩手県宮古市	平成26年5月21日	
在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定	基地関係21市町村 (千歳市、三沢市、東北町、六ヶ所村、小美玉市、かずみがうら市、行方市、銚田市、茨城町、小松市、加賀市、能美市、川北町、築上町、行橋市、みやこ町、宮崎市、西都市、新富町、高鍋町)	平成27年3月31日	
災害時の応援に関する協定	岡山県総社市 認定NPO法人ピーク・エイド	令和元年6月10日	

### 2 物資供給(食料品・飲料水・生活必需品・燃料等)に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定	株式会社長崎屋 苫小牧店	平成16年4月6日	応急生活物資供給
災害時における物資の供給の協力に関する協定	株式会社苫小牧ライオンセンター	平成17年6月30日 令和2年7月28日改定	
災害時における応急生活物資の供給の協力に関する協定	生活協同組合コープさっぽろ 苫小牧地区本部	平成22年10月7日	
災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	株式会社豊月	平成22年11月18日	
災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	株式会社ラルズ	平成22年11月18日	
災害時における応急物資の供給の協力に関する協定	株式会社ソルハ	平成24年1月30日	
災害時における物資の供給に関する協定	王子ネピア株式会社	平成29年8月28日	
災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	平成29年8月29日	
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社セコマ	平成29年11月14日	
災害時における物資供給に関する協定書	大東建託株式会社	令和6年9月18日	
災害時における応急生活物資の供給の協力及び駐車場用地的提供に関する協定	イオン北海道株式会社	平成18年8月31日 平成19年11月1日改定	応急生活物資供給 駐車場用地的提供
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	平成20年5月22日	飲料水等の無償提供 被災状況の広報
災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリーフーズ株式会社	平成25年5月28日	飲料水等の無償提供
災害時における提供協力に関する協定	苫小牧賢友会 株式会社アベックス	平成27年4月28日	
災害時における燃料等の供給の協力に関する協定	苫小牧地方石油業協同組合	平成17年6月30日	燃料及び暖房機器の供給
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年11月21日	生活必需品及び工事事務用品の供給
災害時における物資供給に関する協定	王子コンテナ株式会社 札幌工場	平成27年12月17日	段ボール製簡易ベッド等の供給
大規模災害時における炊き出し等に関する協定	株式会社東洋食品	令和4年1月1日	炊き出し等の供給
災害時におけるキッチンカーによる炊き出し等に関する協定書	北新化工有限会社	令和6年1月26日	炊き出し等の供給

表 3-7 各種協定における締結状況 2/3

3 災害復旧に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時における防災活動等の協力に関する協定	一般社団法人苫小牧建設協会	平成8年8月30日	応急復旧活動
災害時における防災活動等の協力に関する協定	苫小牧管工事業協同組合	平成8年8月30日	
災害時における防災活動等の協力に関する協定	苫小牧重機土木協同組合	平成8年8月30日	
災害時における防災活動等の協力に関する協定	苫小牧電気工事業協同組合	平成8年8月30日	
災害時における防災活動等の協力に関する協定	苫小牧造園協同組合	平成19年7月12日	
災害時における防災活動等の協力に関する協定	苫小牧測量設計業協会	平成21年8月17日	
災害時における応急対策業務等の協力に関する協定	苫小牧災害支援協会 代表会社 鴻野建設株式会社	平成23年3月30日	
災害時における防災活動等の協力に関する協定	一般財団法人北海道電気保安協会	平成24年8月28日	
災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定	一般社団法人北海道LPガス協会胆振支部 北海道LPガス災害対策協議会	平成23年3月30日	被災施設の調査・情報提供 応急復旧活動
大規模災害時における相互協力に関する協定	北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク株式会社	令和3年6月21日	停電復旧活動
大規模災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	令和4年3月10日	通信障害復旧活動
災害時における応急仮設住宅(移動式木造住宅)の建設に関する協定	一般社団法人日本ムービングハウス協会	令和5年4月18日	応急仮設住宅の建設
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	ノースアジャスト株式会社	令和6年1月24日	レンタル機材の供給
災害時における応急対策用資機材の供給の協力に関する協定	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 北海道支部苫小牧地区部会	令和6年8月30日	応急対策用資機材の供給

4 情報提供に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時の人命救助活動等における情報連絡体制等に関する協定	陸上自衛隊第7師団第73戦車連隊	平成25年7月26日 平成26年3月26日改定	災害時の情報提供 収集分析、情報共有
災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	ファーストメディア株式会社	平成27年8月7日	避難施設に係る情報提供
災害に係る情報発信等に関する協定	LINEヤフー株式会社	令和3年12月9日	平常時の防災情報 災害時の緊急情報、被害状況等
災害時における緊急放送に関する協定	とまこまいコミュニティ放送株式会社	令和5年9月4日	災害時の緊急情報等の発信

5 医療・衛生に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人苫小牧市医師会	平成元年6月16日 令和5年11月20日改定	救護班の派遣
災害時の歯科医療救援活動に関する協定	一般社団法人苫小牧歯科医師会	平成22年8月31日	
災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	平成15年8月26日	遺体の搬送及び資機材の提供
災害時における医薬品等の供給及び救護活動に関する協定	北海道薬剤師会苫小牧支部	平成18年8月31日	医薬品、衛生材料の供給
災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	公益社団法人北海道柔道整復師会 日胆ブロック	令和2年7月21日	柔道整復師による避難者に対する 健康管理等への協力
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	令和3年9月10日	介護用品、衛生用品等の福祉用具 の確保

表 3-8 各種協定における締結状況 3/3

6 物流に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定	一般社団法人空蘭地区トラック協会	平成15年2月17日	緊急物資等の輸送
災害時における緊急輸送等に関する協定	苫小牧ハイヤー協会	平成30年11月5日 令和6年4月1日改定	緊急輸送等の支援
災害時における物資集積拠点の確保と運営に関する覚書	ヤマト運輸株式会社 千歳主管支店	令和2年4月1日	物資の集積・配送拠点の確保と運営

7 車両貸出・給電場所の提供に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時における車両貸出し及び給電等に関する協定	ネットヨタ苫小牧株式会社	令和元年6月4日	車両貸出、給電場所の提供 避難所及び店舗での車両給電
災害時における車両貸出し及び給電等に関する協定	トヨタカローラ苫小牧株式会社	令和元年6月4日	
災害時における車両貸出し及び給電等に関する協定	南北海道三菱自動車販売株式会社	令和元年8月7日	
災害時におけるレンタル車両の優先賃借に関する協定	株式会社トヨタレンタリース新札幌	令和4年4月15日	レンタル車両の優先賃借
災害時におけるレンタルキャンピングカー等の提供に関する協定	一般社団法人レンタルキャンピングカー協会 株式会社NEXT LIFE	令和4年6月29日	レンタルキャンピングカー、レンタル機材の優先提供

8 避難所施設の利用に関する協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害時における避難所施設利用に関する協定	宗教法人念法真教総本山小倉山金剛寺 (苫小牧念法寺)	平成29年1月27日	避難所施設(念法寺)の利用
災害時における施設利用に関する協定	社会福祉法人百合愛会 明野柳町内会	平成30年8月20日	避難所施設(認定こども園幼稚園 あいか)の利用
災害時における施設利用に関する協定	法華寺 沼ノ端中央町内会	平成30年11月9日	避難所施設(法華寺)の利用
災害時におけるペット同行避難所としての施設利用に関する協定	一般社団法人苫小牧地域職業訓練センター運営協会	令和7年4月1日	ペット同行可能な避難所施設の利用

9 その他民間団体等との協定

協定名	協定先	締結年月日	協定内容
災害発生時における苫小牧市と苫小牧市内郵便局の協力に関する協定	苫小牧市内郵便局 日本郵便株式会社 北海道支社	平成26年3月31日	車両の提供 被災情報の収集
災害時及び防災活動に関する協力協定	一般社団法人苫小牧青年会議所	平成26年12月25日	被災情報の収集 物資、資材の運送等補助
災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	平成27年2月5日	被災者の復興支援
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	苫小牧廃棄物協同組合	平成29年3月23日	災害廃棄物の処理
苫小牧市内の事業者に係る事業継続計画(BCP)策定支援に関する協定	東京海上日動火災保険株式会社	平成29年7月6日	事業継続計画(BCP)の策定支援
災害時における施設等の提供に関する協定	エア・ウォーター北海道株式会社	令和2年10月27日	洗濯機及び乾燥機等の提供 避難所及び店舗での車両給電
苫小牧市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会	令和3年3月17日	災害ボランティアセンターの設置及び運営
災害時におけるヘリコプターの出動に関する協定	特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会	令和3年7月3日	災害範囲の調査フライトによる情報収集 災害物資等の輸送、指定する者の搬送
大規模災害時における災害廃棄物の処理に関する協定	公益社団法人北海道産業資源循環協会 日胆支部	令和4年11月29日	災害廃棄物の処理
災害時における支援活動等に関する協定	株式会社阪急交通社	令和7年1月21日	災害対応専門チーム(DHAT)による支援活動
災害時における動物救護活動に関する協定	苫小牧獣医師会	令和7年4月1日	被災動物の健康管理、治療及び一時飼育等
災害時におけるペット同行避難所の運営に関する協定	ライラのしっぽ	令和7年4月1日	避難所におけるペットに関する運営補助

資料：苫小牧市地域防災計画

## 4章 危険事象・被害想定

### 1. 想定される危険事象

本計画においては、特に地震時における危険事象を想定した行動に係る計画を行う。

本計画においては、次のような災害を想定しており、特に地震における危険事象を主な対象として想定している。

表 4-1 災害別の道の駅と職員及び施設利用者被害の可能性

災害種別	道の駅・職員の被害の可能性		施設利用者被害の可能性
	施設の被害	職員の被害	
水害	浸水・断水	被害なし	被害なし
地震	商品等の倒壊	負傷者あり	負傷者あり
津波	—	—	—
土砂災害	—	—	—
火山災害	降灰	被害なし	被害なし
大規模な火災	施設焼損・倒壊	負傷者あり	負傷者あり
原子力災害	—	—	—
暴風雪	停電等	負傷者あり	負傷者あり

### 2. 危険事象における被害想定

#### (1) 地震災害

北海道地方の地震は、千島海溝や日本海溝から陸側へ潜り込むプレート境界付近やアムールプレートの衝突に伴って日本海東縁部付近で発生する海溝型地震と、その結果圧縮された陸域で発生する内陸型地震の2つに分けることができる。

海溝型地震は、プレート境界そのもので発生するプレート間の大地震と「平成5年(1993年)釧路沖地震」のようなプレート内部のやや深い地震からなる。

内陸型地震として想定しているものは、主に内陸に分布する活断層や地下に伏在していると推定される断層による地震、過去に発生した内陸地震などである。

北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)では、既往の研究成果、特に海溝型地震と内陸活断層に関する最新の研究成果等から、北海道地方に被害を及ぼすと考えられる地震を次のとおり設定している。

表 4-2 北海道地方において想定される地震

	地震	断層モデル※	例 (発生年)	位置	マグニ チュード	長さ (km)	
海溝型地震	(千島海溝/日本海溝)						
	T1	三陸沖北部	地震本部/中防	1968年	既知	7.9	—
	T2	十勝沖	地震本部/中防	2003年	既知	8.0	—
	T3	根室沖	地震本部/中防	1894年	既知	7.9	—
	T4	色丹島沖	地震本部/中防	1969年	既知	7.8	—
	T5	択捉島沖	地震本部/中防	1963年	既知	8.1	—
	T6	500年間隔地震	地震本部/中防	未知	推定	8.6	—
	(日本海東縁部)						
	T7	北海道南西沖	—	1993年	既知	7.8	—
	T8	積丹半島沖	—	1940年	既知	7.8	—
	T9	留萌沖	—	1947年	既知	6.7	—
	T10	北海道北西沖	地震本部/中防	未知	推定	7.8	—
	(プレート内)						
	P1	釧路直下	—	1993年	既知	7.5	—
P2	厚岸直下	—	1993年型	推定	7.2	—	
P3	日高西部	—	1993年型	推定	7.2	—	
内陸型地震	(活断層帯)						
	N1	石狩低地東縁主部	地震本部		既知	7.9	68
		主部北側				7.5	42
		主部南側				7.2	26
	N2	サロベツ	地震本部		既知	7.6	44
	N3	黒松内低地	地震本部		既知	7.3	34
	N4	当別	地震本部		既知	7.0	22
	N5	函館平野西縁	地震本部		既知	7.0-7.5	25
	N6	増毛山地東縁	地震本部		既知	7.8	64
	N7	十勝平野	地震本部		既知		
		主部				8.0	88
		光地園				7.2	28
	N8	富良野	地震本部		既知		
		西部				7.2	28
		東部				7.2	28
	N9	標津	地震本部		既知	7.7以上	56
	N10	石狩低地東縁南部	地震本部		既知	7.7以上	54以上
N11	沼田一砂川付近	地震本部		既知	7.5	40	
(伏在断層)							
F1	札幌市直下	札幌市	未知	推定	6.7-7.5	—	
(既往の内陸地震)							
E1	弟子屈地域	—	1938年	推定	6.5	—	
E2	浦河周辺	—	1982年	推定	7.1	—	
E3	道北地域	—	1874年	推定	6.5	—	
(オホーツク海)							
A1	網走沖	—	未知	推定	7.8	60	
A2	紋別沖(紋別構造線)	—	未知	推定	7.9	70	

※断層モデルを発表している機関 地震本部：地震調査研究推進本部、中防：中央防災会議

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画(地震・津波防災計画編)」(令和元年5月)

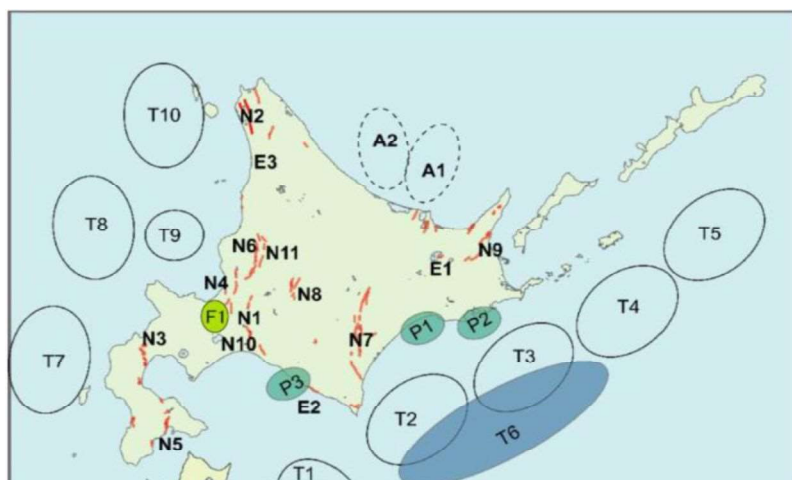


図 4-1 北海道地方において想定される地震分布図

資料：北海道防災会議「北海道地域防災計画（地震・津波防災計画編）」（令和元年5月）

これらの想定地震の中で本市に被害を及ぼす可能性のある地震の概要は、下記のとおりである。

「平成 28 年度地震被害想定調査結果（全道版）」（北海道、平成 30 年 2 月公表）から、「石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km、モデル 30\_5）の地震」を地震被害として想定する。

想定震度

想定した地震の震度は次のとおりである。

区 分	石狩低地東縁断層帯南部（深さ 3km、モデル 30_5）
地表における震度	6.8

資料：平成 28 年度地震被害想定結果（北海道：平成 30 年 2 月）

1) 地震による建築物及び人的被害等の予測

想定した地震から、本市への建築物及び人的被害等は、次のとおりと想定される。

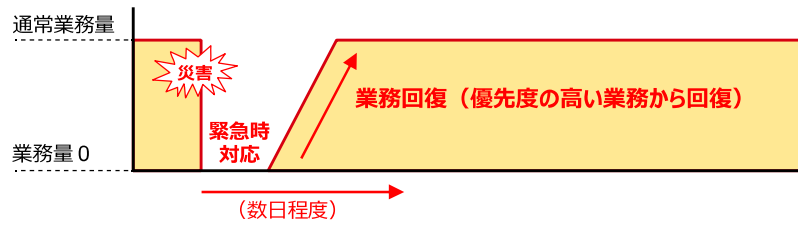
苫小牧市の地震被害想定結果		35. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.8	6.8	6.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	13箇所	13箇所	13箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	9箇所	9箇所	9箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	635棟	635棟	635棟
		揺れによる半壊棟数	2,099棟	2,099棟	2,099棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	13棟	13棟	13棟
		液状化による半壊棟数	22棟	22棟	22棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	5棟	5棟	5棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	11棟	11棟	11棟
計	全壊棟数	652棟	652棟	652棟	
半壊棟数	2,132棟	2,132棟	2,132棟		
(5)火災被害	全出火件数	4件	1件	37件	
	炎上出火件数	2件	1件未満	18件	
	焼失棟数	16棟	4棟	163棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	11人	6人	7人
		揺れによる重傷者数	70人	44人	55人
		揺れによる軽傷者数	701人	435人	552人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	5人	2人	3人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	4人
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	2人
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	5人
	計	死者数	12人	6人	12人
		重傷者数	72人	45人	58人
		軽傷者数	707人	437人	560人
	避難者数	避難所生活者数	18,329人	18,310人	18,584人
避難所外避難者数		9,870人	9,859人	10,007人	
避難者数計		28,199人	28,168人	28,591人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	478箇所	478箇所	478箇所
		断水世帯数(直後)	57,963世帯	57,963世帯	57,963世帯
		※断水人口(直後)	128,797人	128,797人	128,797人
		断水世帯数(1日後)	36,475世帯	36,475世帯	36,475世帯
		※断水人口(1日後)	81,049人	81,049人	81,049人
		断水世帯数(2日後)	35,597世帯	35,597世帯	35,597世帯
		※断水人口(2日後)	79,100人	79,100人	79,100人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
		下水道の被害	被害延長(km)	131.5km	131.5km
	機能支障世帯数		6,371世帯	6,371世帯	6,371世帯
	※機能支障人口		14,156人	14,156人	14,156人
	復旧日数(人員1/2)		—	—	—
復旧日数(人員1/4)	—	—	—		
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	41箇所	41箇所	41箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	242箇所	242箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		通行支障箇所数	6箇所	6箇所	6箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
		通行支障箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

資料：平成28年度地震被害想定結果（北海道：平成30年2月）

## (2) 暴風雪災害

過去の災害履歴から暴風雪や大雪等による通行止め等、道路交通に支障をきたす雪害が想定される。

### 【事故・自然災害等のBCP】



### 3. ライフライン、インフラ等の被害想定

表 4-3 ライフライン・インフラ被害

項目		被害想定	参考事象	
ライフライン・インフラ	電力	発災後は、発電所停止・断線等により電力供給が中断する可能性がある。 3日間は、地域内に電力供給されない可能性がある。 (H24.11の発達した低気圧の影響で送電線の鉄塔が倒壊し登別市内で発生した大規模停電時は4日間に亘り停電した施設もあった)	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震	
	水道	断水により、2ヶ月は、地域内に水道供給がされない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震	
	ガス	1週間程度使用できない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震	
	電話	固定電話	1週間程度使用できない可能性がある。 また、発災日等は輻輳によりほとんど使用できない可能性がある。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
		携帯電話	1週間程度使用できない可能性がある。 また、発災日等は輻輳によりほとんど使用できない可能性がある。 メールは遅配する可能性があるが、発災後でも送受信可能と考えられる。	阪神・淡路大震災 東日本大震災 北海道胆振東部地震
道路	隣接している国道36号においては、緊急輸送道路としての位置付けにあるため、特に問題はないと思われる。しかし、地震の揺れや液状化現象、道路損傷、車両の放置等により場合によっては長期間、通行できない可能性がある。	北海道胆振東部地震		



図 4-2 道の駅周辺における緊急輸送道路の位置付け (資料: 苦小牧市ホームページ)

## 5章 重要業務の抽出

### 1. 事業継続計画に係る発動と解除

#### (1) 道の駅BCP（事業継続計画）の発動と解除

##### ○発動に係る条件

- ・ 市内で震度5弱以上の地震が発生し、災害対策本部が設置されるとともに、市内で甚大な被害が生じた場合
- ・ 施設の管理責任者がBCPの発動が必要と認めた場合 等

##### ○発動の権限者及び指示系統

- ・ 発動権限者は、施設の管理責任者を基本とする。なお、施設の管理責任者が不在または連絡不能の場合は、職務代行順位表により、責任者に代わりに発動決定を行う。
- ・ なお、災害発生時には計画発動が流動的になることも考えられるため、発動前であっても必要に応じて初動対応をとり、継続実施すべき非常時優先業務及び停止する業務について、適切な対応をとるように努めるものとする。

施設管理に係る災害本部については、施設の管理責任者が統括する。

指示系統に関する順番は以下の①～③を基準とする。

表 5-1 業務継続計画の指示系統

指示系統の順番	施設の管理責任者	指示系統において担うべき役割・内容
①	施設管理責任者	委託業者への連絡、各担当の調整・指示
②	総務班	各業務全般への対応
③	施設管理班	施設点検、防犯体制、清掃

##### ○発動の解除

- ・ 発動権限者は、市における業務資源の不足等に伴う支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった場合は、本計画の解除を行う。

ただし、各職員は解除の前であっても災害応急対策業務の進捗状況に応じ、停止・縮小した業務を順次再開させることができるものとする。

大規模災害の発生時に迅速かつ的確に業務を実施するためには、職員の確保とともに指揮命令系統を確立する必要がある。

## 2. 応急対策活動業務

本計画は、応急対策活動として「災害応急業務」ならびに「優先通常業務」に係る非常時優先業務を明らかにし、これを実施することとする。

### (1) 非常時優先業務の考え方

災害発生時には、緊急性の高い災害対応業務が大量に発生し、通常時以上の業務処理能力が求められる。一方、職員の負傷等による人員の不足や通信インフラ等の障害により、業務の処理能力が大幅に低下することが懸念される。

そのため、大規模災害時にあっても、優先して実施すべき業務を事前に特定しておくことで、初動対応時から効率的な災害応急対策が進められることが期待できる。

本計画では、これら優先して実施すべき業務を、「非常時優先業務」として位置づけ、営業時間内（営業時間外で対応する場合は関係機関と協議）において実施することとする。

表 5-2 非常時優先業務（災害応急業務、優先通常業務）

業務の分類		内容	項目	
非常時 優先業務	災害応急業務	道の駅自身が被災した場合の復旧対応業務、災害発生時の指定緊急避難場所として早急に機能させるために必要とする業務	初動対応 応急対策活動	感染症予防や 拡大防止対策
	優先通常業務	道の駅の運営・管理に係わる通常業務のうち、道路利用者や地域住民等へのサービスに重大な影響が生じるため中断できない、または中断しても早期再開を必要とする業務	事業再開の 取組み	

### (2) 時間軸における非常時重要業務の項目

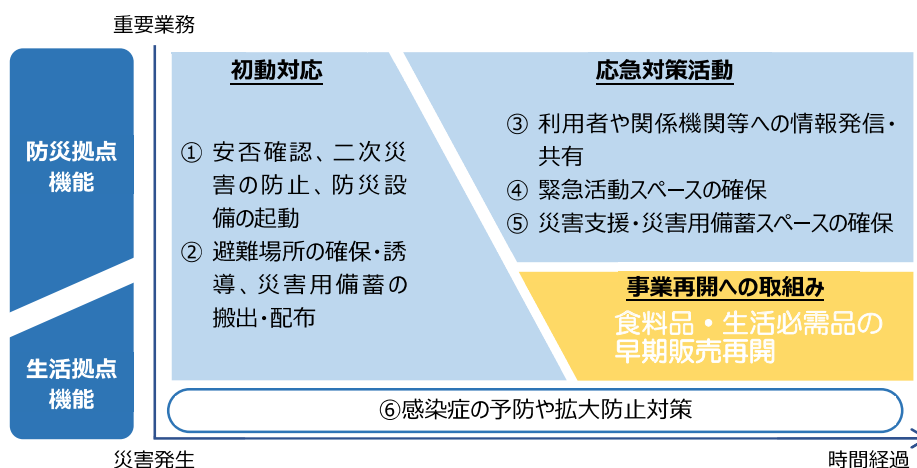


図 5-1 発災後の時間軸における「道の駅」重要業務の項目

### 3. 重要業務と内容一覧

表 5-3 道の駅の重要業務一覧

重要業務	業務の概要	基本的考え方	担当区分			
			施設管理責任者	総務担当	施設管理担当	
初動対応	①安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	従業員・来訪者の安否確認	<input type="checkbox"/> 「道の駅」区域内をくまなく点検 <input type="checkbox"/> 従業員・来訪者の安否を速やかに確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		負傷者の救命・救急	<input type="checkbox"/> 負傷者が発生した場合、症度に応じた適切な処置を実施 <input type="checkbox"/> 救急を要する場合、速やかに救急救助を要請	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		二次災害の防止（設備の被災状況の確認）	<input type="checkbox"/> 発災後の訪問客への避難場所の提供 <input type="checkbox"/> 新たな避難者の受入れ等を安全かつ効率的に実施するための設備点検	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		二次災害の防止（消化活動）	<input type="checkbox"/> 迅速な初期消火	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		防災設備の起動（災害用トイレの設置）	<input type="checkbox"/> 避難者へのトイレ使用環境の早期提供	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
		防災設備の起動（非常用発電機の起動）	<input type="checkbox"/> 避難場所を維持するための電源確保	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	②避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	避難スペースの確保・誘導 災害用備蓄の搬出・避難者への配布	<input type="checkbox"/> 避難場所である駐車場等に誘導 <input type="checkbox"/> 訪問客への食糧、飲料水等の配布		<input type="checkbox"/>	
応急対策活動	③利用者や関係機関等への情報発信・共有	利用者や関係機関等への情報発信・共有	<input type="checkbox"/> 「道の駅」の人的被災、設備被災の確認 <input type="checkbox"/> 速やかな支援要請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		周辺への情報提供	<input type="checkbox"/> 「道の駅」内に避難している地域住民や訪問客への現在の状況の周知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④緊急活動スペースの確保	緊急活動スペースの点検・確保	<input type="checkbox"/> 緊急活動スペースの点検 <input type="checkbox"/> 緊急活動スペースの確保 <input type="checkbox"/> 災害備蓄スペースの点検 <input type="checkbox"/> 災害備蓄スペースの確保 <input type="checkbox"/> 災害活動車両の駐車スペースの点検・確保 <input type="checkbox"/> 災害活動車両の駐車スペースの確保	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		災害備蓄スペースの点検・確保				
		災害活動車両の駐車スペースの点検・確保				
⑤災害支援・災害用備蓄スペースの確保	防災拠点自動車駐車場の点検・確保	<input type="checkbox"/> 防災拠点自動車駐車場の点検 <input type="checkbox"/> 防災拠点自動車駐車場の確保	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
	災害備蓄基地の点検・確保	<input type="checkbox"/> 災害備蓄基地の点検 <input type="checkbox"/> 災害備蓄基地の確保	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	
⑥感染症の予防や拡大防止対策	感染症の予防や拡大防止対策の実施	<input type="checkbox"/> 感染症の予防 <input type="checkbox"/> 感染症の拡大防止対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	体調不良者の隔離と保健所への連絡や救急救助要請	<input type="checkbox"/> 体調不良者の隔離 <input type="checkbox"/> 保健所への連絡 <input type="checkbox"/> 救急救助要請	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	担当施設の消毒	<input type="checkbox"/> 担当施設の消毒	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

## 6章 必要資源の現状把握

### 1. 人的資源

#### (1) 勤務時間外に参集可能な職員数

勤務時間外に地震が発生した場合を想定し、居住地から道の駅までの距離を基に、徒歩による参集時間別の参集可能職員数を算出する。

表 6-1 参集所要時間に応じた職員参集率

参集所要時間	通勤距離圏と可能な職員参集人数			
	通勤距離圏	小計	累計	割合
1 時間以内	3km 圏内の職員	1 人	1 人	11.1%
3 時間以内	9km 圏内の職員	7 人	7 人	77.8%
4 時間以内	12km 圏内の職員	0 人	0 人	0%
5 時間以上	12km 圏外の職員	1 人	1 人	11.1%

上記のとおり、夜間及び休日に発災した場合は、1 名程度しか見込めないため、必要な職員数に対応した職員配備態勢と、業務の優先順位を考慮し、苫小牧市を通じて一時的に応援を求めるなど、柔軟に体制構築を検討する必要がある。

### 2. 物的資源

#### (1) ライフライン等（電気・ガス・水道等）の確保

- ・ 非常用電源を確保する。
- ・ 停電時でも業務を継続するため、必要な電力を確保できる非常用電源及び電源起動等に係る燃料の備蓄に努める。
- ・ 災害でもつながりやすい電話回線を複数回線確保する。
- ・ 飲料水の備蓄やトイレ用品を確保する。
- ・ 災害でも使用可能なトイレ対策（携帯トイレ、トイレトペーパーの備蓄）をする。

#### (2) 業務遂行のための飲料水、食料等

- ・ 住民の備蓄を補完するために、最低限必要とされる 3 日分の飲料水及び食料の備蓄を計画的に行う。
- ・ 発災直後から職員は昼夜を問わず非常時優先業務に従事するため、必要な水分や食事の摂取、また、過労死等を防ぐためにも他地域や関係機関等からの応援職員の協力体制により、適度な休息を確保する。
- ・ 発災後、非常時優先業務に従事する職員用の飲料水や食料等の確保を計画的に行うなど、備蓄方法について検討しておく。
- ・ また円滑な業務遂行を行うため、数量や保管場所等についても、有事の際にも誰もがすぐに把握できるようにしておく。

### (3) 災害時につながりやすい通信手段の確保

- ・ 災害用の機器は、通常時に使用する機会が少ないため、災害時に機器の操作方法の未熟などの原因で有効に活用できないことが懸念される。そのため、保守点検を確実に実施するとともに、訓練の実施や通常時の活用を通じて操作に習熟するよう努める。

### (4) 業務データのバックアップ

- ・ 道の駅は、道の駅をはじめ行政、民間企業等に関するサービス等の重要な情報資産を多数保有し、その大部分についてコンピュータシステムを利用している。情報資産のバックアップは、日時処理を基本としサーバーに保存する。また、バックアップデータは、データセンターの他、事業者のサーバーに保存されるものがあるが、情報資産の重要度に合わせて複数のバックアップを行っている。
- ・ そのため、大規模災害に備え、バックアップデータを複数箇所に保存する必要がある。大規模災害においても、活用するために必要なデータについて、協議のうえ整理し、確認しておく。
- ・ 災害時のシステム停止に備え、苫小牧市及び道の駅のシステムを最優先の復旧対象と位置付け対応するよう、システム保守業者へ要請するとともに、稼働再開に向けた人的体制の確保に努める。

### 3. ライフライン等に係る資源一覧

ライフライン等の内容について、下表に災害用備蓄物資（1 食料品類 2 生活必需品類 3 防災用資機材等）としての内容を整理した。

これら内容については、道の駅関係者全員が確認、把握できるよう整理するとともに、定期的に見直し、確認作業を行うことで有効活用が可能になると考えられる。

表 6-2 1. 食料品（例：米、飲料水等）一覧

食料品名	個数	備蓄箇所
貯水タンク（貯水槽） （水槽容量：11.110m <sup>3</sup> ）	1 基	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）

表 6-3 2. 生活必需品（例：紙おむつ、毛布等）一覧

生活必需品名	個数	備蓄箇所
おしりふき	6 個	売店レジ
紙おむつ	6 個	売店レジ
防災用トイレ	5 基	仮設ブース（室蘭開発建設部）
防災用トイレ（本体）	5 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
防災用トイレ（建屋）	5 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
毛布	20 枚	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）

表 6-4 3. 防災用資機材（例：非常灯、ラジオ、ストーブ、ブルーシート等）一覧

防災用資機材名	個数	備蓄箇所
ワンタッチテント	2 個	展望施設 1F 倉庫
ポータブル石油ストーブ	1 個	展望施設 2F 倉庫
インバーター発電機	4 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
バルーンライト	2 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
アルミマット	10 枚	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）

表 6-5 4. その他資機材一覧

その他資機材名	個数	備蓄箇所
脚立	3 個	事務所裏倉庫
灯油ポリタンク	2 個	展望施設 2F 倉庫
ガソリン携行缶	2 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
電工ドラム	10 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
カラーコーン（折りたたみ）	100 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
リヤカー（アルミ製・折りたたみ式）	1 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
簡易担架（折りたたみ式）	8 個	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）
台車	5 台	防災用備蓄倉庫（室蘭開発建設部）


## 7章 重要業務の開始目標時間

### 1. 重要業務の開始目標時間の設定

#### (1) 目標時間の考え方

開始目標時間は、「5章 重要業務の抽出」で抽出した業務を対象に、発災後の被害や影響を踏まえて、初動対応を最優先に重要業務の優先度を考慮しながら設定する。

表 7-1 重要業務の開始目標時間

重要業務	業務の概要	目標時間	優先度		
①安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	従業員・来訪者の安否確認	3 時間以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">優先度高</div> 		
	負傷者の救命・救急				
	二次災害の防止（設備の被災状況の確認）				
	二次災害の防止（消火活動）				
	防災設備の起動（災害用トイレの設置）				
防災設備の起動（非常用発電機の起動）					
②避難場所の確保・誘導、災害用備蓄の搬出・配布	避難スペースの確保・誘導	1 日以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">優先度低</div>		
	災害用備蓄の搬出・避難者への配布				
③利用者や関係機関等への情報発信・共有	利用者や関係機関等への情報発信・共有			1 日以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">優先度低</div>
	周辺への情報提供				
④緊急活動スペースの確保	緊急活動スペースの点検・確保				
	災害備蓄スペースの点検・確保				
⑤災害支援・災害用備蓄スペースの確保	ヘリポートの点検・確保	1 日以内	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">優先度低</div>		
	災害備蓄基地の点検・確保				
⑥感染症の予防や拡大防止対策	感染症の予防や拡大防止対策の実施			—	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">適宜</div>
	体調不良者の隔離と保健所への連絡や救急救助要請				
	担当施設の消毒				

なお、大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成 28 年 2 月）で示されている業務開始目標時間の事例では、初動となる①安否確認～②避難場所開設までが、概ね 3 時間以内とされている。

また、③④⑤の応急対策活動開始などが概ね 1 日以内、被災者への支援の開始や他の業務の前提となる機能の回復（事業再開に向けた取組）は 3 日以内となっており、⑥感染症の予防や拡大防止対策の目安と考えられる。

表 7-2 業務開始目標時間と該当する業務の考え方

業務開始 目標時間	該当する業務の考え方		担当		
			施設管理責任者	総務担当	施設管理担当
1日以内	安否確認、二次災害の防止、防災設備の起動	職員及び家族の安全確保 初動体制の確立 被災状況の把握 救助・救急の開始 等	○	○	○
		避難場所の確保・誘導、災害用 備蓄の搬出・配布	○		○
	利用者や関係機関等への情報発信・共有	避難生活支援の開始 重要な事項の手続き 等	○	○	
	緊急活動スペースの確保	応急活動（救助・救急以外） の開始 等	○	○	○
3日以内		被災者への支援の開始 他の業務の前提となる機能の 回復 等	○	○	○
2週間以内		復旧・復興に係る業務の本格 化 等	○	○	○

## 8章 重要業務の行動計画

### 1. 実施体制（案）

実施体制に関しては、災害時の管理責任者および副管理責任者を据えるとともに、避難所での各種災害における班対応による業務を実施する。

表 8-1 管理責任者

担当	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
施設管理責任者	施設管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況等の報告</li> <li>○災害対策本部決定事項の取りまとめ、各対策部への周知徹底、関係行政機関等との連絡調整 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○従事職員（応援要員を含む）の配置調整の決定</li> <li>○今後の活動方針の検討・決定</li> <li>○関係機関等に対する協力及び応援要請の決定 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○復旧活動の検討・決定</li> <li>○被災者支援の検討</li> </ul>

表 8-2 総務担当

担当	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
総務担当	情報収集・広報担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況等の収集、取りまとめ</li> <li>・気象情報（注意・警報、雨量等）</li> <li>・土木施設被害</li> <li>・人的被害</li> <li>・ライフライン被害（電気、電話、ガス、上下水道、道路、鉄道等）</li> <li>・その他被害</li> <li>○市民からの相談等の受付、処理</li> <li>○市民への広報（防災行政無線、防災メール、ウェブサイト等）</li> <li>○災害情報の収集・記録（写真等）</li> <li>○各部に属さない事項、本部の庶務</li> <li>○職員の出勤状況の把握</li> <li>○職員の罹災状況の調査 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況等の収集、報告、避難状況 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関への被害状況報告</li> <li>○災害統計、資料の作成準備</li> </ul>
	医療担当班			<ul style="list-style-type: none"> <li>○罹災者の介護</li> <li>○災害地区の防疫</li> </ul>

表 8-3 防犯・施設管理担当

担当	班	主な任務		
		3時間以内	1日以内	3日以内
施設管理担当	施設管理担当班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○所管する施設の被害調査 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急資材置場及び応急施設用地の確保</li> <li>○所管する施設の応急措置 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事等の契約</li> <li>○災害対策経費の総括準備</li> <li>○災害対策の予算措置の準備</li> </ul>

## 2. 災害時における優先業務と通常時における優先業務の取り組むべき内容等

災害時における優先業務ならびに通常時における優先業務については以下の通りとする。

### (1) 災害時における優先業務

表 8-4 災害時における優先業務一覧

番号	内 容	優先度	行動計画				備考
			A	B	C	D	
			発災～3時間以内	3時間～1日以内	1日～3日以内	3日以降	
1	従業員・来訪者の安否確認	A	○				
2	負傷者の救命・救急	A	○				
3	二次災害の防止（設備の被災状況確認、消火活動）	A	○				
4	防災設備の起動（災害用トイレ、非常用発電機）	B		○			
5	避難スペースの確保、誘導	B		○			
6	災害用備蓄の搬出、避難者への配布	B		○			
7	利用者や関係機関等への情報発信・共有	C			○		
8	周辺への情報提供	C			○		
9	緊急活動スペースの点検・確保	B		○			
10	災害支援・災害用備蓄スペース確保	B		○			
11	災害活動車両の駐車スペースの点検・確保	B		○			
12	ヘリポートの点検・確保	—					対象なし
13	災害用備蓄基地の点検・確保	C			○		
14	感染症予防や拡大防止対策	C			○		
15	食料品・生活必需品の確認	B		○			
16	被災者への食料品や生活必需品の支援開始	B		○			
17	事業再開に向けた取組み、機能の回復	D				○	
18	その他（ ）	—					対象なし

(2) 通常時における優先業務

表 8-5 通常時における優先業務一覧

課係名	所掌事務	優先度	業務開始時期				
			A	B	C	D	E
			1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
事務担当	災害対策に関すること。	A	○				
	防災計画に関すること。	A	○				
	行政情報ネットワーク施設の維持管理及び運用に関すること。	A	○				
	広報(観光に関するものを除く。)に関すること。	A	○				
	広聴に関すること。	A	○				
	情報共有化に関すること。	D				○	
	住民情報通信(コミュニティFM等)に関すること。	A	○				
	ウェブサイトの管理運営に関すること。	A	○				
	報道機関への対応に関すること。	A	○				
	道路等の除排雪に関すること。	A～B	○	○			
	土木施設災害復旧事業に関すること。	A～E	○	○	○	○	○
	防災設備全般に関すること。	A～E	○	○	○	○	○
	その他土木工事に関すること。	E					○
	上水道施設の維持管理に関すること。	A	○				
	生活物資等の需給調整および対策に関すること。	B		○			
物販担当	物販施設商品の需給調整(仕入・発注等)および対策に関すること。	A～E	○	○	○	○	○
	その他、物販・直売・テイクアウトコーナー等の事業に関すること。	A～E	○	○	○	○	○
観光案内担当	情報提供・観光案内に関すること。	A～E	○	○	○	○	○

## 9章 継続的な改善に向けた取組

### 1. 道の駅BCPの定期的な見直し

#### (1) 業務継続マネジメントの必要性

道の駅BCPの継続的推進を図るためには、計画策定時で終わりとするのではなく、計画としての実行性を高めていくため継続的に取組みをマネジメントしていくという視点が必要である。

本計画は、災害時における道の駅の業務継続の基本的な考え方を示すものであり、本計画及び各種防災マニュアルについて訓練を通じた検証を行い、継続的な改善に取り組む。

特に、施設への影響が考えられる災害被害想定の変更又は新たな事象や、地域防災計画をはじめとする関連計画及びマニュアルとの整合性、事務事業等の見直し、訓練や実際の災害対応を踏まえ新たな課題が明らかとなった場合等、必要性を考慮し進めていく。

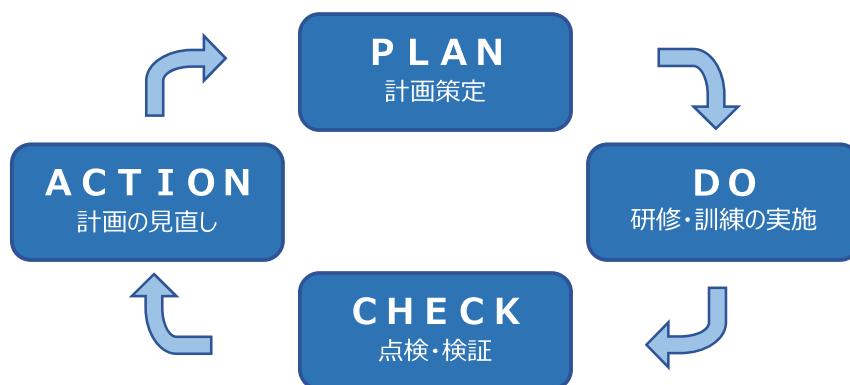


図 9-1 業務継続マネジメント（PDCAサイクル）

### 2. 定期訓練

#### (1) 職員や従業員に対する研修

##### ○職員に対する研修・訓練の実施

計画の実効性を確保するためには、計画の策定だけでなく、全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、個々の役割を確実に果たせるように研修や訓練を行い、業務継続力の向上に努める必要がある。

##### ○各部署における継続的な取組

本計画は、発災時に優先的に実施すべき非常時業務の選定とその業務の開始時期を定めたものである。

発災時において非常時優先業務を迅速かつ効果的に遂行するためには、各担当部署においても具体的な対応について、通常時から継続的に話し合いを行い、災害時における業務の継続に努めていく。

### 3. 防災訓練

#### (1) 各フェーズを考慮した防災訓練

通常時から、災害時を想定した防災訓練（避難時、避難後、応急訓練等）を実施し、訓練の中から改善点を発見→検証→改善へとつなげていくことが重要である。

施設管理者を含め、行政や事業者等と連携した合同訓練等、災害時の総合的な検証を行うことが重要である。

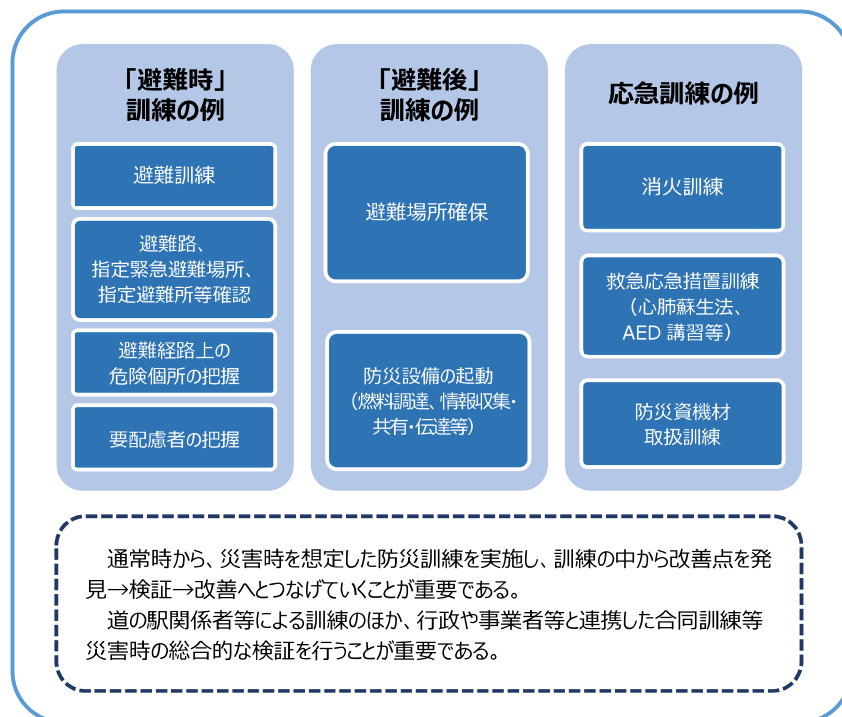


図 9-2 防災訓練の例

#### (2) 防災訓練の実施状況

防災訓練の実施状況に関しては、道の駅ウトナイ湖においては、令和7年7月3日に防災訓練を実施している。

主な防災訓練に係る実施内容は以下の通りである。

- 1) マンホールトイレの使用・操作・組立て方法の確認
- 2) 貯水タンクの使用・操作方法の確認
- 3) 発電発電機及び照明（バルーンライト）の操作方法の確認
- 4) 防災用備蓄資材の配備状況と使用に関する確認
- 5) 防災拠点自動車駐車場の概要と標識設置訓練 等

災害時に円滑な対応を行えるよう、上記取組のフィードバックを踏まえながら継続的に災害への対応意識を向上していく取組を進めていく必要がある。

※参考資料（防災訓練）



図 9-3 マンホールトイレの使用・操作・組立て方法の確認



図 9-4 貯水タンクの使用・操作方法の確認



図 9-5 発動発電機及び照明（ブルーライト）の操作方法の確認

## 10章 巻末資料

様式－1：従業員緊急時連絡網（案）

様式－2：担当部門エリア図（案）

様式－3：避難誘導経路図（案）

様式－4：消火機材設置箇所図（案）

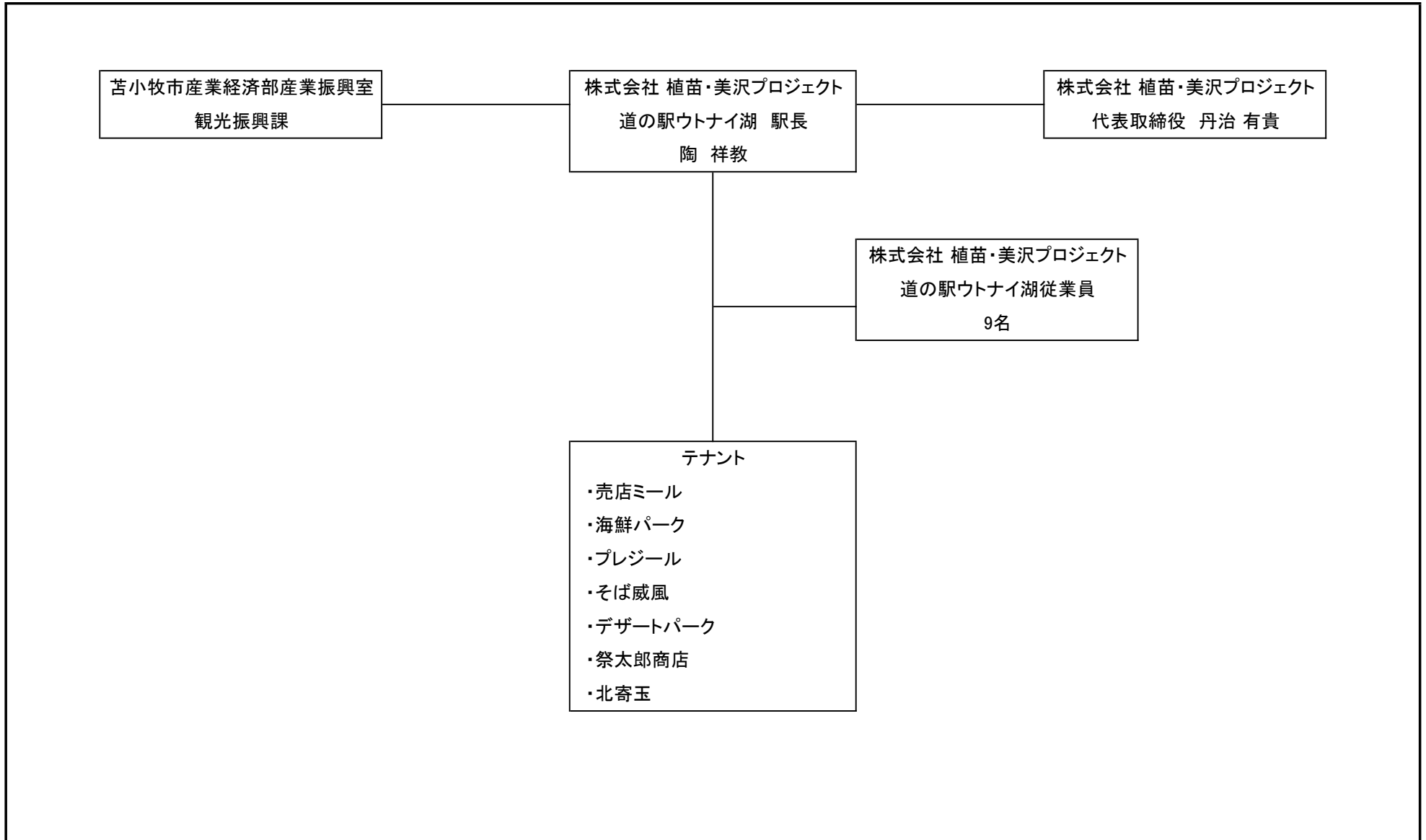
様式－5：初期の被害チェックリスト（案）

様式－5：初期の被害チェックリスト（状況記録図）（案）

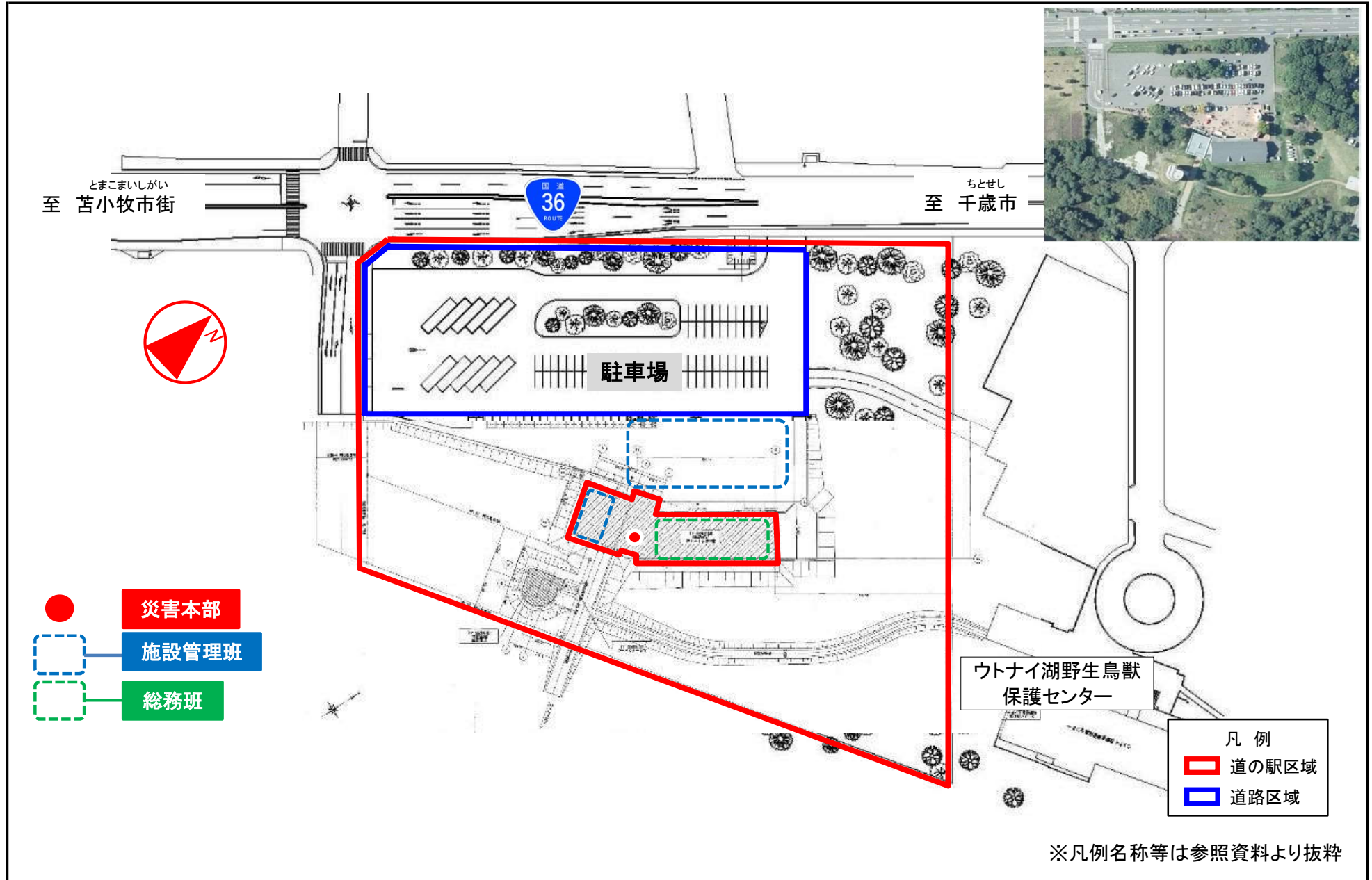
様式－6：災害時の連絡先一覧（案）

様式－7：災害用設備配置図（案）

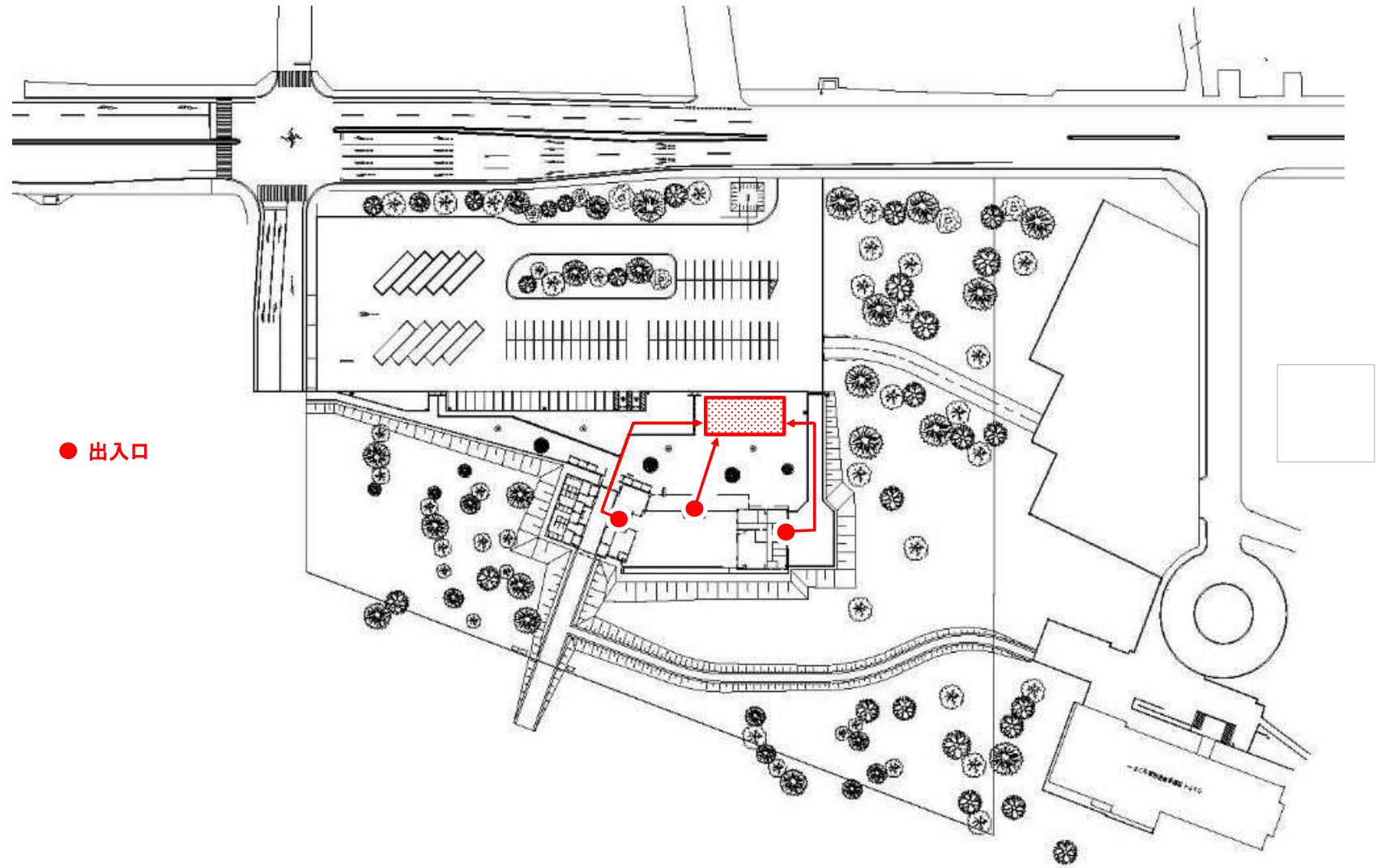
様式-1 従業員緊急時連絡網(案)



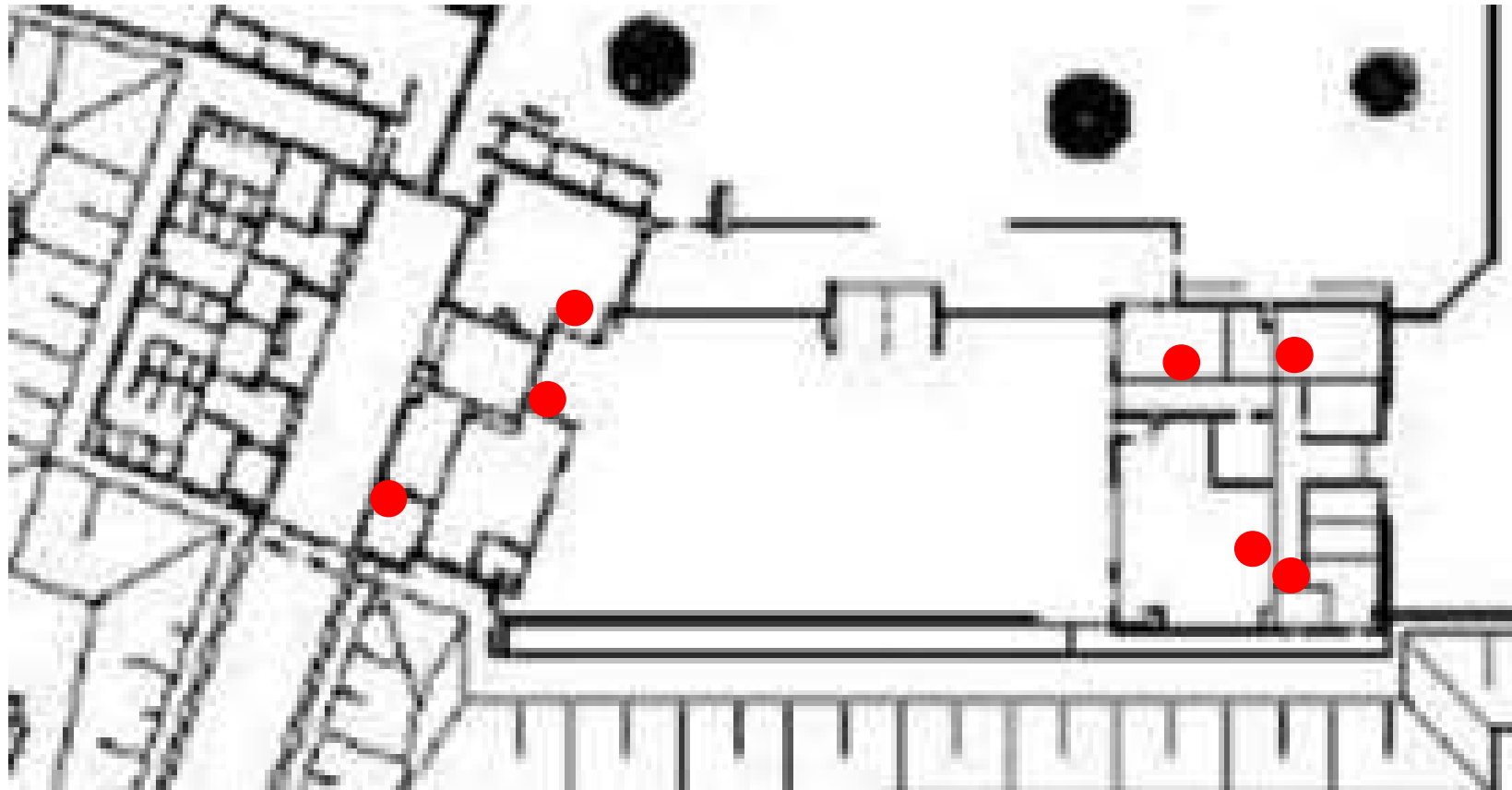
様式-2 担当部門エリア図(案)



避難誘導経路図



消火機材設置箇所圖



● 消化器

様式-5 初期の被害チェックリスト(案)

令和 年 月 日( ) 時 分

確認・点検項目	分担	被害		被害概要	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>災害本部</td> <td>清掃班</td> <td>売店班</td> <td>厨房班</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>〇〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							災害本部	清掃班	売店班	厨房班			氏名	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
			災害本部		清掃班	売店班	厨房班																	
氏名	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																				
		無	有																					
人的被害	●従業員	清掃班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・出勤者 ( 名) うち、安否未確認 ( 名) ・非出勤者 ( 名) うち、安否未確認 ( 名) ・うち、負傷者 ( 名) (負傷箇所: ) (応急処置: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (救急車要請: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (負傷箇所: ) (応急処置: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (救急車要請: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (負傷箇所: ) (応急処置: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (救急車要請: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) ・その他状況 ( )																			
	売店班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
	厨房班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
人的被害	●来訪客他	清掃班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	・来訪客 (約 名) ・うち、負傷者 ( 名) (負傷箇所: ) (応急処置: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (救急車要請: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (負傷箇所: ) (応急処置: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (救急車要請: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (負傷箇所: ) (応急処置: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) (救急車要請: <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済) ・その他状況 ( )																			
	売店班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
	厨房班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																					
設備被害	●建物点検	担当エリア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 建物全体(倒壊・傾斜) <input type="checkbox"/> 屋根・天井(破損・ひび割れ) <input type="checkbox"/> 壁面(破損・ひび割れ) <input type="checkbox"/> 扉・窓(破損・開閉不可) <input type="checkbox"/> その他状況 ( )																			
	●トイレ利用禁止	清掃班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※発災直後は、トイレの使用を一旦、使用禁止にすること(2次的被害防止)																			
	●トイレ利用可否		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 便器使用不可(便器破損、通水不良)【男: 基 女: 基】 <input type="checkbox"/> 洗面台使用不可(便器破損、通水不良)【男: 基 女: 基】 <input type="checkbox"/> その他状況 ( )																			
	●駐車場	清掃班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 陥没・ひび割れ(具体箇所: ) <input type="checkbox"/> 道路照明等(具体箇所: ) <input type="checkbox"/> その他状況 ( )																			
	●電気	担当エリア	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 地域振興施設停電 <input type="checkbox"/> レストラン停電 <input type="checkbox"/> トイレ停電 <input type="checkbox"/> 駐車場停電(情報提供装置含む) <input type="checkbox"/> 備蓄倉庫停電 <input type="checkbox"/> その他状況 ( )																			
	●ガス元栓閉鎖	厨房班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※発災直後は、ガスの元栓を閉鎖すること(2次的被害防止)																			
	●ガス供給有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ガス漏れ(具体場所: ) <input type="checkbox"/> ガス供給停止(具体場所: ) <input type="checkbox"/> その他状況 ( )																			
	●上水道	厨房班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 断水(具体箇所: ) <input type="checkbox"/> 漏水(具体箇所: )																			
		清掃班	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> その他状況 ( )																			
	●通信	災害本部	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 固定電話不通 <input type="checkbox"/> 携帯電話不通 <input type="checkbox"/> 公衆電話不通 <input type="checkbox"/> その他状況 ( )																			

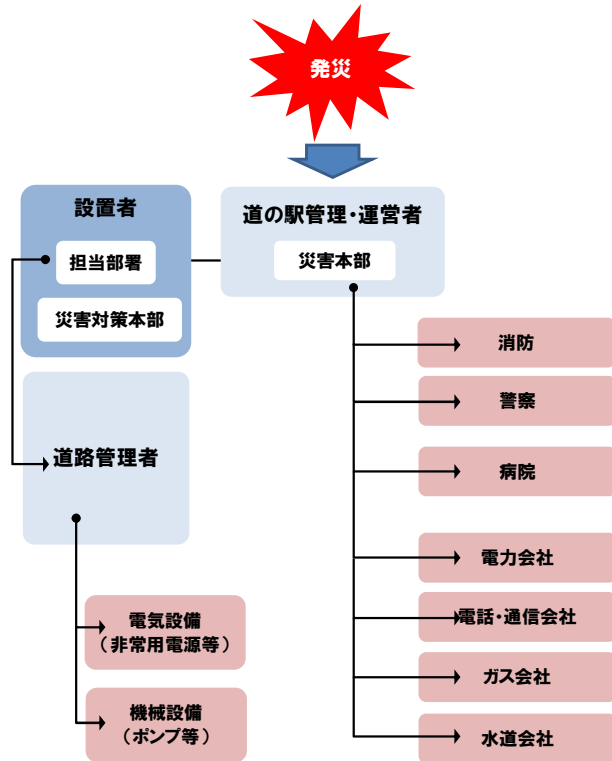
※被災状況の記録については、裏の図面も活用する

様式-5 初期の被害チェックリスト(状況記録図)(案)



様式-6 災害時の連絡先一覧(案)

災害時連絡フロー



No.	組織名	住所	電話番号	FAX番号
1	苫小牧市産業経済部産業振興室観光振興課	苫小牧市表町5丁目11番5号(ふれんどビル テナント棟3階)	0144-32-6448	
2	苫小牧消防署 本部	苫小牧市新開町2-12-7	0144-84-5014	0144-84-5037
3	苫小牧消防署 沼ノ端出張所	苫小牧市字沼ノ端42-12	0144-67-0119	0144-67-9900
4	北海道 札幌方面 苫小牧警察署	苫小牧市旭町3丁目5番12号	0144-35-0110	
5	北海道 札幌方面 苫小牧警察署 沼ノ端北交番	苫小牧市北栄町3丁目3番1号	0144-57-1070	
6	苫小牧市立病院	苫小牧市清水町1丁目5番20号	0144-33-3131	
7	北海道電力株式会社	札幌市中央区大通西5丁目9番地1	011-251-1111	
8	株式会社 エネコープ	札幌市中央区北8条西18丁目35-100 エアリービル7F	011-351-0900	011-351-0909
9	一般財団法人 北海道電気保安協会 苫小牧支部	苫小牧市緑町1丁目25番12号	0144-32-2450	0144-32-2044
10	東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目19-2	0120-444-113	
11	フジタ産業 株式会社	苫小牧市晴海町32番地	0144-53-8811	0144-53-8822
12	苫小牧市上下水道部水道課 工事係	北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6587	
13	苫小牧市上下水道部水道課 管理係	北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6701	

様式-7 災害用設備配置図(案)

